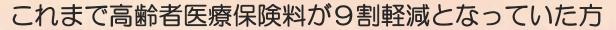
高齢者医療保険料の見直しについてお知らせがあります





高齢者医療保険料が 9割軽減の方とは? 世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が33万円以下かつ世帯の被保険者全員の各種所得がない方(年金収入の場合、80万円以下の方)

所得の低い高齢者の方の介護保険料については、今年度、保険料の負担がさらに軽減されます。 (注1) これにより納付額は、月平均440円軽減されます。 同一世帯に課税者がいる場合は対象外となります。

所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、 年金生活者支援給付金の制度が始まります。 これにより基準額月5,000円が支給されます。 支給要件を満たす必要があります。

なお、今年度の年金額は、 昨年度に対して**0.1%の増額**となります。

高齢者医療保険料については、今年度、 保険料均等割が**9割軽減**から**8割軽減**に変わります。 これにより納付額は、 **月平均で425円**から**858円**になります。

(注1)介護保険料は、平成30年度~令和2年度の全国平均より算出。半年度分の軽減額を年度平均した額であり、実際の金額は、保険者ごとに異なります。

(注2)金額は、保険料を納めた期間等によって異なります。また、老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件①~③をすべて満たしている必要があります。①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方、②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方、③前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である。なお、お支払いは、基本的に10、11月分を12月中旬(年金の支払い日と同日)に行います。

なぜ高齢者医療保険料の軽減を見直すのですか?

後期高齢者医療制度の開始時(平成20年度)から、当面の<u>暫定措置として特例的に軽減</u>されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、「介護保険料の軽減強化」や、「年金生活者支援給付金の支給」にあわせて、全国で段階的に制度本来の仕組みに戻すことになりました。 医療保険を将来にわたり安心できる制度とするための見直しであることをご理解ください。

高齢者医療保険料の変更についてお知らせがあります

元被扶養者の皆さまへ



「元被扶養者」とは?

後期高齢者医療制度に加入する前日に、健康保険、共済組合などの 被用者保険の被扶養者であった方

全ての元被扶養者の方には、加入期間にかかわらず、 <u>保険料均等割の軽減(9割~5割)が適用されていました。</u> 加えて、保険料所得割はかかりませんでした。

今年度からは…

- 全ての元被扶養者の方は、加入後2年間は 保険料均等割の軽減(8.5割[※]~5割)が受けられます。
- 2 このうち、所得の低い方は、3年目以降も所得に応じて、 保険料均等割の軽減(8.5割[※]~2割)が受けられます。
- 全ての元被扶養者の方に、 引き続き、保険料所得割はかかりません。
 - ※ 保険料均等割の軽減については、段階的に見直しが行われます。 令和 2 年度 均等割8.5割→7.75割、8割→7割 令和 3 年度 均等割7.75割→7割

なぜ軽減を見直すのですか?

元被扶養者の方は、これまで世帯の負担能力にかかわらず、期間の定めなく特例的に軽減されていました。この特例について、世代間・世帯内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から全国で段階的に制度本来の仕組みに戻すこととしています。

医療保険を将来にわたり安心できる制度とするための見直しであることをご理解ください。

見直し・変更に関するお問合せはこちらまで

後期高齢者医療保険料

「佐賀県後期高齢者医療広域連合」、又は「お住まいの市町の後期高齢者医療の担当窓口」まで お住まいの市町村の介護保険の担当窓口まで

介護保険料の負担軽減

●年金額の改定については、6月上旬に改定通知書を日本年金機構からお送りします。

●年金生活者支援給付金の対象となる方※には、9月頃に日本年金機構から給付金の請求手続きに必要な書類をお送りします。 ※年金受給者の方で、所得等が一定額以下などの支給要件があります。

●年金関係のお問い合わせは、ねんきんダイヤルまで(0570-05-1165)

年金額の改定、 年金生活者支援給付金 の支給